一般社団法人日本機械学会
関連規定　30

共催，協賛，後援に関する規定

１９７９年　1月２３日　　制　定
１９９１年１２月　３日　　改　定
１９９８年　２月１７日　　改　定
２０１６年　７月　８日　　改　定

１．目　　的

本規定は，部門，支部等が講演会その他の事業に関して行う共催，協賛又は後援を定義し，その取扱いについて定める。

２．共　　催

共催とは，企画から実施まで各共催団体が責任をもってその行事を行うものとし，企画当初から内容，運営，経費負担方法、研究発表講演会においては研究発表者の会員資格の扱いなどについて取り決める。

３．協賛，後援

協賛又は後援とは，主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので，協賛又は後援団体は名義貸与の協力を行うものとする。ただし，本会主催の研究発表講演会では，研究発表者について相互性（研究発表に関し、本会会員が協賛・後援団体において同等の扱いを受ける）が確認できる場合は、協賛又は後援団体の会員も研究発表できるものとする。

４．共催，協賛，後援の承認

⑴ 本会より他団体へ共催，協賛又は後援の依頼を行う場合には，企画者はその計画について担当理事の承認を得なければならない。

⑵ 本会が他団体より共催，協賛又は後援の申し込みを受けた場合は，諾否の決定を担当理事が行う。

⑶ 支部行事の場合は，支部幹事会で決定し，速やかに理事会に届け出るものとする。

５．対象となる団体

共催，協賛又は後援の対象となる他団体は内容堅実なる社団法人の学協会および官公庁等，又はこれらに準ずるもので担当理事が認めたものとする。

６．対象となる事業

共催，協賛又は後援の対象となる事業は，学術的内容または公益的性格を有するものとする。

７．運用に関する取扱い

（協力内容）

⑴ 共催：共催団体はそれぞれのホームページ等に次第内容を掲載する。なお，協議により事業経費の分担を行う場合もある。

⑵ 協賛，後援：協賛又は後援団体はホームページ等に次第書要旨等を掲載する。事業経費の負担は主催者が行い，協賛又は後援団体はその負担を行わない。

⑶ 参加費：共催，協賛又は後援団体の会員の参加費は、本会会員の参加費と同等とする事が出来る（消費税の適用区分が異なるため、参加時には参加資格を区分して受け付ける）。

（依頼手続き）

（１）本会からの依頼：

① 他団体への依頼文書は，本会会長名により他団体の会長又はこれに準ずる者宛とする。ただし場合により支部長名により依頼を行うこともできる。

② 部会又は部門が他の団体に共催，協賛，後援を依頼して行事を行おうとするときには，予め担当理事の承認を得なければならない。

（２）他団体からの依頼：

① 他団体からの依頼文書は原則として当該他団体の会長又はこれに準ずる者より本会会長宛のものでなければならない。ただし，場合によりその事業を企画した他団体の支部長，部会長，委員長などより本会の会長，支部長，部会長，部門長宛のものであっても差支えない。

② 会長宛の依頼であっても内容から判断して支部，部会又は部門との共催，協賛，後援の方が適当と思われる場合には，担当理事はその旨を支部長，部会長又は部門長に伝え，支部，部会又は部門との共催，協賛，後援として取扱う。

この規定は2017年4月1日から適用するものとする。